



Title	児童の証言
Author(s)	佐藤, 昌彦
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 3, 117-124
Issue Date	1934-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10620">https://hdl.handle.net/2115/10620</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p117-124.pdf



# 兒童の證言

佐藤昌彦

兒童の證言は成人の夫と同様な價值を有するものであらうか。之に就ては法律に何等の規定なく訴訟法も十六歳未満の者を單に宣誓無能力者として居るにすぎない所から見れば、證言に關する限り成人と兒童との間には何等の差異がないかの如くに見ゆる。然し近來兒童心理學の進歩と供述心理の精細な研究が行なはれるに従つて成人の證言そのものが必ずしも過去の事實の完全な再生でないと同じく、兒童の夫には一層の制限が加へられて居る事が注目を引くに到つたのである。本年七月一日發行の *Deutsche Juristen-Zeitung* 誌上に於てもシヨイネルト (Amtsgerichtsrat Schenker) が證人としての兒童なる題下に普通裁判所に於ける證人としての兒童の取扱ひ方に就て興味ある一文を載せて居る。之は法律的な眼から見た兒童の供述心理の研究とも云ふべきものであるが、自分は次にブラウン (Ralph Brown) の法律心理學 (*Legal Psychology, 1925*) 中の兒童の證言に關する一節を紹介したいと考へる。之は前述したシヨイネルトの物とは異り主として兒童心理の研究にその基礎をおき、兒童の證言の價值をその結論としてひき出して來て居るもので甚だ興味の多いものである。ブラウンは恐らくは法律の實際家であると思はれ、その書も主として實地にあたる人の爲めに書かれたものであつて兒童心理に關する研究は主にノースワージーの著書 (*Norworthy and Whitley, Psychology of Childhood, 1920*) から採つて居る爲

めに兒童心理そのものゝ研究に於ては別に目新しい事もない型の如きものであるが、手際よくまとめられて居る爲めに得る所が尠くないと考へる。

ブラウンは先づ兒童が精神的には未だ充分に發達せざる者である事を前提し、斯る未發達の精神から發するその證言は到底信頼し難いものである事を斷言して居るのである。我國に於ても「小供正直」と言ふ言葉があるが、米國に於ても「眞理を求めんとすれば、小供に赴け」なる言があるものと見え、之は到底取るべからざる言であると言つて居る。此の兒童の精神力の薄弱を彼はその精神生活の各種の方面即ち注意、知覺、記憶、想像、思考に就て夫々論じて居るのであるが、茲にもその順序に従つて敘述する。

先づ第一に注意に就てゝあるが、注意作用の薄弱さは兒童と成人との精神的機能の第一の差異と言ふ事を得る。勿論注意作用そのもの即ちある刺激に對する反應は之は先天的であつて兒童と成人との兩者に何れも存在するものであるが、此の先天的な注意作用が後天的に發達し變化せしめられるものである事は否定出来ない事實である。即ち三十代の成人はその者が十代の少年時代に於ては反應するを得なかつた刺激に反應し得るのである。例へば十代の兒童が難解の法律書に注意し得ないのは當然であつて、之は正に興味の有無に基く事實と考へる事を得やう。興味が注意を支配する事は成人にあつても兒童にあつても同様と言ひ得るが、只兒童の興味は頗るその範圍が限られて居り、従つて何等興味を有しなかつた事物に關する兒童の證言が如何なる價值を有するかは最早明瞭であらう。見方を變へるならば兒童の注意作用が斯く限定せられるのは彼等の意識半徑の短少に基くものと言ふ事を得る。我々の感覺機官や意識が常に多數の刺激に依つて包圍せられて居るのは周知の事實であるが、成人は兒童に比してより多數の刺激に同時に反應し得るのである。或る一瞬間に於ける注意の焦點は一個の事物の思想或は一個の概念的系統に限られるのではあるが、成人にあつては裸の一事物に注意する事なく夫に關連した事柄は注意の周邊に存在して居るのである。然るに兒童にあつては一事實、又は一條件に注意するにすぎないのであ

る。之は主として習慣の缺乏がその原因をなすものと考ふる事を得る。普通の成人にあつては着衣飲食歩行の如き日常の動作に際しては何等大なる努力も必要としないのであるが、児童にあつてはかゝる習慣は未だ機械的に充分に形式化されるに到らず之等日常の行爲に際しても多大の注意と努力を必要とするのである。従つて児童の注意は多くは之等の行動に費されて居ると言つても決して過言ではないのである。従つて児童にあつてはかゝる行爲に勢力を費しつゝある際に他の事物に對して注意する餘裕はないものと言はなければならぬ。次に注意の集中力に就て言へば児童は成人程、或事物に深く注意を拂はないのである。集中力は外部機関及び精神力の發達に伴つて増加するものであつて、此の兩者は何れも児童にあつては充分に發達せざるものなのである。

又児童の注意の繼續する時間は成人に比して短いのである、之は児童の注意が容易に一の事物から他の事物へ轉々し易いが爲めのみならず、精神内容が貧弱であつて或る一の事物に關連した聯想に乏しい事に基くものである。元來注意を充分に繼續し得る爲めには事物が絶えず變化するか或は思想の方向が變らなければならぬのであるが、児童は經驗と智識に乏しい爲め思想變化の可能性は限られて居り、之を用ひつくした時には最早やよるべき聯想を有せざるに至るのである。従つて經驗を積み多くの聯想を獲得するに従つて繼續時間は増加して來るのである。例へば同じ十歳の少年に於ても一は他の二倍の時間、注意を繼續し得る實例があるのであつて、環境と練習の効果は此の場合決して忽には出來ないのである。

注意を分つて有意的なものとは自發的なものとなし得る。前者は意思の活動に基く強制的な注意であつて、ある要求を充たさんが爲めの努力を伴ふものであり、後者は意思の力をまたずに形成せられ、精神に對する何等かの自然的に訴ふるもの或はその人が既に興味を有する物に對し自然に向けられる所の注意である。此の兩者の差は努力の有無に存するのであるが、児童にあつてはその注意は後者の型に屬するのが通常なのである。即ち児童らしき注意は自發的無意注意なのであるが、身體が次第に發達し來るにつれ有意的注意がその程度を高めて來る

のである。

最後に兒童の注意の特徴としてあくべきものはその辨別力に關係を有する事柄である。即ち兒童が注意の對象を選択するに當つてはその選擇の方法は成人の夫とは大いに異ると言ふ事である。假りに一兒童が、街上に一件が發生した場合にその場に居合せたとしてもその注意した所は成人の夫とは甚だ差異があるのである。若し該兒童がかゝる事件を嘗つて經驗した事がないとすれば注意は混亂し錯覺が生じ易いのであるが、反之嘗つて經驗したものである場合には前の場合と異つて辨別が行なはれる。然し如何なる程度に辨別が行なはれるか、兒童の興味と聯合とが成人の夫と異つて居る限りその辨別も亦異つて居るものである事は疑ふ餘地がないのである。

第二に兒童の感官知覺に就て考へて見る。

知覺は要するに一、その時に經驗せられる感覺。二、辨別作用。三、知覺に當つて再生せられる過去の經驗の如何に依つて變化せられるものと言ふ事を得るが、兒童にあつては後の二つに基く誤認が極めて多いのである。辨別作用は或る物に注意し之と他の事物との相違點を見出す事であるが上述せるが如き兒童の注意作用の薄弱さが辨別作用を弱め従つて知覺そのものを弱むるに至る事は多言を要しないであらう。更に又知覺の際に再生せられる過去の經驗に就ても同様の事が言はれ得る、即ち成人の經驗は豊富であるが兒童の夫は時間並びに環境に依つて極めて制限せられて居るが故に彼等の知覺が貧弱であり想像的且つ情緒的であるのは疑を容れざる所である。

知覺は身體の發達に伴つて進歩するものであるが、此の肉體的基礎は生後四五年の間に驚くべき進歩をなすものであるが、此の後に至つても知覺自身は未だ充分に發達せず不明瞭不定なるを常とする。例へば距離の知覺に就て言へば學者に依つて種々な意見が存在するのであつて五六歳の幼兒は月を掴まうとするものであると言はれ居るが、此の時期を經過すれば距離の判斷に關しては成人同様の正確さを有するものと考へ得る、従つて

七歳の兒童の距離に就ての證言はたとへ知覺した距離の測定の表現に關する誤りはあり得ても距離を判斷する能力の缺如の爲めに正確を缺く事はあり得ない事となる。

一般的に論ずれば成人の知覺と兒童の夫との重大な差異は次の三點に於て見る事を得る。第一に兒童の知覺は不定且つ不明確である。兒童の意識半徑の短少については上述したが、之が兒童の知覺を不正確ならしめる大なる原因なのであつて、兒童は多數の事物に涉つて之を同時に理解する爲めの經驗に乏しいのである。例へば色彩に關して言ふならば色と明度の辨別作用は知識の發達と相まつて十六歳迄は不斷に變化しつゝあるものなのである。又音に關しても十歳から十五歳に至るまでの間には進歩があるのである。然るに皮膚感覺に至つては之と反對であつて兒童は成人よりも觸覺に於ける辨別力に富んで居るのである。

第二の差異は知覺を形成するに必要な刺激の量に關してである。兒童は一定の知覺を惹起する爲には成人に於けるよりも大なる刺激を必要とするのであつて、兒童が幼少であればある程大なる刺激の量が要求せられるのである。又ある刺激は兒童には何等の知覺を惹起しないのにそれを經驗した事のある成人には一定の知覺を惹起する事があるのである。同一事件に對する成人と兒童との證言の差異は此の點に求め得る場合があり得るのであらう。例へば街上に生じたある事件に關して成人が完全に之を認め兒童は更に之を認めぬ事も起り得るのである。

知覺に關する成人と兒童との第三の差異は知覺する刹那に於ける氣分の相違である。知覺がその時々々の精神の状態に依つて變化せしめられる事は明かな事實であつて先行の氣分はその人の見地に影響する所極めて大なるものがあるのである。兒童に於ては此の影響を受ける事が成人に比して大なのであつて即ち暗示せられ易いのである。従つて若し兒童が見若くは聞くべきものを豫め形造つておくならば兒童は眞に夫を見或は聞くに至るのである。故に辯護人は此の兒童の暗示性を巧みに利用する事に依つて兒童の證言を左右する事を得るのである即ち兒

兒童を暗示に依つて誘導し眞實と異なる證言を爲さしめ遂にはその證言全體を虚構、信すべからざるものと化する事を得るのである。之は勿論道德的な事ではないのであるが、實際に於て相手方の斯る奸策に乗ぜられぬ爲又同時に兒童の證言の眞價を認識し得る爲めにも心得ておかなければならない事である。若し兒童の證言が重大な地位を占めて居る場合には出廷するまでに兒童の心中に事實をしっかりと固定せしめておかなければならないのである。此の爲めには其の證言をしばく繰り返さしめ假令習慣を形成する迄には到らなくても充分に返答を経験せしめておかなければならないのである。

此處にブラウンは兒童の證言が相手方辯護人の巧みな暗示性の活用によつて全然反對に變化せしめられた實例をあけて居るが、夫は省略する事とする。

第三に記憶に關しても兒童と成人との間に著しい差異のあるのが認められる。記憶は要するに精神の可塑性と再生作用を營む聯合とに依據するものであるが、兒童にあつては成人に比してより大なる可塑性を有しその爲め兒童の把持力は成人に比して優れて居るのである。即ち兒童は成人が既に忘却した事實を長く記憶して居るものなのである。然し兒童の記憶が優れて居るのは只此の點に止まり直接記憶に於ては成人が遙かに優れて居るのである。之は成人にあつては再生作用を營むべき聯合を多數有するが故に外ならない。但しかく多數の聯合を有しながら把持力の點に於て兒童に劣るその理由に至つては未だ明かでないが恐らくは多數の新らしい聯合は絶えず古きものを押し出し之を破壊しつゝあるが故に外ならないと考へる。

第四に想像の働きに就ては兒童の精神は成人の夫よりも遙かに豊富と言はなければならぬ。此の特性は幼年時代に於ては他の特性よりも一層急速に發達するものであつて之は幼年兒童の思考が進行し得る唯一の方法であるとも言ふ事を得る。之は兒童にあつては成人と異つて注意を占據し思考作用を強化する聯合や判斷の數が尠い爲想像の流が自由に何等の障礙も受けずに流れ得るのである。

成人と兒童の想像作用に於ける差異の第一はその心像の差異に存する。即ち成人にあつては言語心像が多く兒童にあつては具體的心像が多いのである。之は兒童にあつては成人と異り言語が思考のメカニズムを形成して居ないからに外ならぬ。斯く兒童の思考は具體的な心像の助けを借りて行なはれるものであるが故に、夫を表現する場合には事物より言語への翻譯が行なはなければならないのである。此の過程に於て幾多の過誤が生じ易いのは見易い道理であらう。想像作用に於ける第二の差異はその心像の明瞭度である。兒童の心像は成人に比して遙かに強くその結果兒童をして想像せる事物と現實に存在せるものとの區別を失なはしめるに至るのである。想像せる事物は彼等には眞實の存在となり恰も夫等が現實に記憶せられて居るかの如くに物語る事があるのである。之等の理由からして兒童の證言に嘘偽の多い事は當然であつて證人の生活年齢よりもその精神年齢に考慮を拂ふ必要が生じて來るのである。

最後に考慮すべき兒童の精神的特質は思考に關してである。思考作用は人が生來的に有するものであつて之こそ人間と動物とを區別する最大の標準であるとも言ふ事を得やう。然し如何に思考作用が生來的に存在するとしても經驗並びに環境が之に及ぼす力の大きなのを見逃す事は出来ない。即ち思考作用は人に依つて異り出生後成年に達する迄絶えず變化しその働きは經驗の蓄積と共に増加するのである。従つて兒童の思考する量は成人より少いのであるが、その理由は單に經驗の多少にのみ歸すべきではなく、それ以外に二個の理由をあける事を得る。その第一は兒童の幼時の活動は彼等の環境に對する本能的適應であつてその中に於ては感覺作用が大なる位置を占めて居る事であり、第二は兒童が思考を奨勵せられるのは極く稀な事であつて普通は反つて禁止せられる事である。兒童の無數の質問が顧みられず又叱責せられる事は日常見られる事ではないか。

又兒童は思考すべき充分の材料を有して居ない爲めにその思考過程に過誤は免かれ難いのである。

以上の如くブラウンは兒童の精神生活の各方面に就て論じて成人との差異を述べたが最後にかゝる心理學的な

研究の結論として兒童の證言の價值について一言して居る。即ち兒童の記憶又は思考に對して信をおく事は決して安全な事ではないと言ふのである。法廷に於ける兒童の證言の唯一の價值と見るべきは他の證言を裏書する場合か又は他の證言に依つて裏書せられる場合に限ると言ふのが彼の最後の斷案である。然しながら自分は若し兒童心理に通ずるものが適當なる手段を講じさへすれば兒童をして價值ある證言をなさしめる事は決して不可能ではないと信ずるものであるが、その方法如何に就ては更に論ずべき多くが存在する事であらう。其の上前述のシヨイネルト判事の言の如くに少年審判所其他に於ては兒童に關する専門家が存在するに拘らず普通裁判所に於ては普通の裁判官が兒童を取扱はなければならぬ現在の狀態に於てはブラウンの言ふが如く一應は兒童の證言を價值なきものとし之を重視しないのが安全な道であるかも知れないのである。